

琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務 特記仕様書

1 業務の目的および方針

新型コロナウイルス感染症拡大の中で、自転車の活用は国内外から見直されており、マイクロツーリズムや新しい生活様式の推進の観点でも、関西や東海の大都市圏からアクセスのよい琵琶湖や本市の湖岸エリアにも注目が集まっています。

本市では、これまで地方創生の柱に自転車を軸とした観光振興を掲げ、各種取組を進めてきましたが、令和元年に「ビワイチ」が国土交通省よりナショナルサイクルルートに指定されたほか、サイクリストを中心に観光誘客も増加基調にあり、最近では大型温泉施設の建設をはじめ民間投資も活況を呈し、民主導でトライアスロン等のイベントが企画されるなど一層盛り上がりを見せています。

本業務では、地方創生の取組を開始して5年が経過し、これまでの取組を踏まえる中、湖岸エリアコンテンツの相互連携と湖岸施設間におけるビジョンの形成と共有、さらに地域全体ブランディングを通して、本市の当該地域が自転車を軸とした「アドベンチャーツーリズムの発着地」として国内外から認知され、湖岸エリアを軸に本市内陸部への経済効果への波及、持続可能な観光誘客と地域活性化につながるよう、地域全体での受入環境整備と機運醸成を目的として実施するものです。

2 本業務の概要

- (1) 自転車を軸としたアドベンチャーツーリズムの推進に向けたビジョン形成
- (2) エリア内調査やワークショップ等の活動の実施・支援
- (3) シンポジウムの開催・実施支援
- (4) 実施結果の事後調査・分析および成果報告会
- (5) メディア・SNSを活用した情報配信・発信
- (6) 上記(1)～(5)の実施報告書のとりまとめ

3 本業務のターゲット層

県外からの観光客およびインバウンド誘客

4 業務の期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

5 業務の内容

- (1) 自転車を軸としたアドベンチャーツーリズム推進に向けたビジョン形成

ア 自転車を含む守山市の琵琶湖岸エリアの観光資源を活用し、県外からの誘客、将来的なインバウンド誘客を目指した、守山市の湖岸エリア全体での受入体制作り

および機運醸成に向け、ビジョンの形成・共有に向けた企画を行うこと。

- イ 本業務の実施は、将来的なインバウンド誘客を視野に入れた民間主導の取組につながるため、参加者、関係者の主体性を尊重する内容とし、今後の本市の観光誘客、地方創生やSDGsに意識をおいたテーマ設定や守山市の湖岸地域の魅力や課題を再発見し、年間を通して考察、検証や課題解決を目指す内容とすること。
- ウ 実施期間中はオンライン等ICTの積極的な活用を行うとともに、実施期間中におけるオンライン活用の伴走支援体制については受注者にて整備すること。
- エ 本業務では、「全体企画に向けた事前協議」「エリア調査」「意見交換・ワークショップ」「シンポジウム」「事後振り返り」「最終成果報告会」を基本として年間スケジュールを構築し、実施企画内容とともに計画書にまとめ、発注者と協議し、発注者が認めたらうえで実施すること。
- オ なお、本事業はビジョン形成や過程の発信までの一つのプロジェクトとして推進することとし、プロジェクトの名称、また実施するシンポジウムの名称を受注者にて検討し、発注者と協議の上、以下の業務にあたること。

(2) エリア内調査やワークショップ等の活動の実施・支援

- ア 湖岸振興会を中心とした守山市湖岸エリアの施設のほか、市外であっても有機的につながることで滞在時間の増加および本市の観光誘客に可能性の広がる施設、守山市自転車特命大使のほか、本業務にふさわしい有識者等を対象に、業務期間内に2回以上の意見交換会、ワークショップを行うこと。
- イ 実施運営、講師等人材やファシリテーターの調整、参加者のフォローおよび施設等の調整は原則として受注者にて行うこととする。参加者の人選や実施内容については、事前に発注者と協議し、発注者が認めたらうえで実施すること。また、原則として会場は守山市内に限り、湖岸エリアの施設を積極的に活用すること。なお、各種調整において、発注者により実施することが好ましいと判断された場合は、この限りではなく、必要に応じて発注者と協議すること。
- ウ 検討するテーマ等において、市の説明や資料や情報提供、その他必要な協力があれば、事前に発注者に協議したらうえで実施することとする。
- エ 都度の活動状況については、会場の様子、実施内容がわかるよう議事録作成と写真撮影を受注者にて行い、最終報告とは別に実施後遅滞なく、実施結果を発注者に報告すること。

(3) シンポジウムの開催・実施支援

- ア 上記(2)による調査内容、実施結果を踏まえつつ、シンポジウム形式で成果報告会および意見交換会を企画・開催すること。シンポジウムのテーマは、本業務の目的を達成するためにふさわしい名称、テーマとすること。

- イ 司会、運営スタッフはもちろん、シンポジウムの出席者、協力・協賛企業の手配、会場や設備等の手配・調整については、原則として受注者にて行うこととする。なお、参加者等の調整について、発注者により行うこと、または調整することが好ましいと判断される場合は事前に協議を行うこと。
- ウ 運営手法や当日の口述、また出席者へ配布する当日資料その他については、受注者により作成し、発注者に事前に協議の上、印刷・配布にあたること。
- エ 同結果については、参加する関係者ほか、市内外関係者、国内外の観光事業関係者や事業者、投資家等の広聴を行うことを前提とし、当日の実施状況の写真、動画撮影やアーカイブ動画の作成、また同内容が広く周知されるよう発信・配信を受注者にて講じること。参加者の調整等については、発注者も適宜協力することとする。

(4) 実施結果の調査・分析および成果報告会

- ア シンポジウム終了後については、参加者に実施内容の振り返りと次年度以降本市の取組に活用するため、プロジェクトの参加者、関係者に対し、事後調査およびインタビューを実施し、実施内容についての意見、提案等を調査・取材を行うこと。
- イ 事後調査の項目、ヒアリングする内容やヒアリングの方法（オンラインの活用等）、実施スケジュールは受注者にて計画書にまとめ、発注者に事前に協議し、発注者が認めたいうで実施すること。
- ウ 事後調査の結果や効果・内容を分析し、報告書にまとめること。
- エ 最終プロジェクトとして実施した内容を発注者へ成果報告会として報告すること。本市側の参加者、日程については別途協議することとする。

(5) メディア・SNS を活用した情報配信・発信

- ア 上記(1)から(4)での実施業務、また自転車を軸とした琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地としての本市のイメージがターゲット層および地域に周知されるよう SNS、メディアを活用する中、情報発信施策を受注者により企画・実施すること。
- イ 発注者によるホームページ等の広報・情報発信が必要と判断された場合、事前に発注者と協議し、発注者の行う活動を積極的に支援すること。（例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など）

(6) 報告書のとりまとめ

- ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容と

してまとめること。

- イ 本業務で実施した(1)から(5)の内容の実施効果については受注者にて検証をし、実施効果についてもまとめること。

6 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

※報告書書式は任意とし、事業実施状況、情報発信における実施内容効果等をデータや実施風景の写真を添え、報告書にまとめることとし、契約書と同一の契約者名・捺印を押捺すること。

7 その他

- 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今後、国や県等の要請により、仕様書の記載内容の実施が困難となる場合やイベント時期の延期または中止となる可能性がある。この際、遅滞なく発注者と協議し、仕様書の変更等について発注者が認めた場合につき、適宜対応するものとする。
- 撮影等で使用した写真、データの使用権については、発注者に帰属するものとする。
- その他は撮影等については以下のとおり。
 - ア 道交法はじめ各種法令を遵守すること。
 - イ 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等を対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。
 - ウ 発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。
 - エ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。

<参考>

- 守山湖岸振興会とは、湖岸地域の事業者と行政（14 団体）で構成され、湖岸商業地区の各事業所の発展および共存共栄を図ると共に、当地域を観光商業地域として整備発展させることを目的とし、当地区の発展に資する調査および研究を行い、関係先への建設的な提案をはじめ、会員相互協力してその実現を図る団体である。
- 守山市自転車特命大使とは、守山市の推進する自転車を軸とした観光振興および自

転車を活用したまちづくりの推進にあたり、専門的知識、豊富な経験および人脈等を活かしたアドバイスを受けるとともに、本市の自転車政策のPRを行うため、平成30年度より開始した制度で現在1名の大使がおり、6月上旬に新たに2名を任命する予定である。